

冷凍しためかじきのめかじき統計証明書・再輸出証明書による事前確認制への移行について

輸入注意事項14第54号 (14.12.9)

平成14年12月9日付け経済産業省告示第412号（輸入公表の一部を改正する告示）により、上記貨物の輸入については、平成15年1月1日以降、めかじき統計証明書・再輸出証明書による事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成15年1月1日以降、上記貨物は、平成14年12月31日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので、別途定める手続きにより、経済産業省経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室で確認を受けてください。

ただし、平成15年1月1日以降に上記貨物を輸入する場合であつて、当該貨物が平成14年12月31日以前に船積みされたものである場合には、当該貨物が平成14年12月31日以前に船積みされたことを証する書類（船荷証券、航空貨物運送状等）及び当該貨物を船舶により輸入する場合にあつてはめかじき適格証明書等の漁獲海域及び漁獲を行った漁船の国旗が証明された書類をもつて、上記めかじき統計証明書及びめかじき再輸出証明書に代えることを認めることとします。